

鳥取県告示第657号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
整形外科	肢体不自由	深田 悟	東伯郡三朝町山田690 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院
内科、循環器内科	心臓機能障害	田中 光一	西伯郡大山町今在家475 大山町国民健康保険大山診療所
耳鼻咽喉科、頭頸部外科	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語・そしやく機能障害	中村 陽祐	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
循環器内科	心臓機能障害	加藤 雅彦	〃
整形外科	肢体不自由	山崎 大輔	米子市皆生新田一丁目8-1 山陰労災病院
眼科	視覚障害	川口 亜佐子	〃
内科	呼吸器機能障害	北室 知己	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
神経内科	肢体不自由	小松 英樹	鳥取市覚寺181 ウェルフェア北園渡辺病院